

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和8年2月19日 午後1時23分 開 会

出席委員

| | |
|------|------|
| 委員長 | 櫻井繁行 |
| 副委員長 | 鈴木貞行 |
| 委員 | 矢口龍人 |
| 委員 | 岡崎勉 |
| 委員 | 久松公生 |
| 委員 | 櫻井健一 |

欠席委員

なし

委員外議員

| | |
|-----|------|
| 議長 | 来栖丈治 |
| 副議長 | 設楽健夫 |

出席説明者

| | |
|--------|------|
| 副市長 | 飯塚一政 |
| 総務企画部長 | 横田茂 |
| 保健福祉部長 | 羽成英明 |
| 都市建設部長 | 稲生政次 |

出席書記名

| | |
|-----------|------|
| 議会事務局長 | 齋藤明 |
| 議会総務課長 | 由波大樹 |
| 議会総務課課長補佐 | 鴻巣智子 |

議 事 日 程

令和8年2月19日（木曜日）午後1時23分 開 会

1. 開 会
2. 副市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和8年第1回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・請願等の取り扱いについて
 - ・かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
5. 諮問に対する答申（案）について
6. その他
7. 閉 会

開 会 午後 1時23分

○櫻井繁行委員長

改めましてこんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、副市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○副市長（飯塚一政君）

本日は、第1回定例会招集告示日の議会運営委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

第1回定例会に提出を予定しております議案についてご説明いたします。

本定例会に提出する予定の議案は全部で37件でございます。その内訳は、報告が1件、承認が1件、条例に関する議案が16件、予算に関する議案が10件、計画の変更に関する議案が1件、契約の締結に関する議案が1件、その他の議案が7件でございます。

なお、議案の概要につきましては、担当部長からご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

皆さん、改めましてこんにちは。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、1月28日に貴委員会に諮問させていただきました令和8年第1回定例会の運営につきまして、引き続きご審査を賜りますようよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○櫻井繁行委員長

本日の事件は、（１）令和８年第１回定例会の運営についてでございます。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

報告第１号ないし議案第22号並びに議案第26号並びに議案第32号及び議案第33号の説明は総務企画部長、議案第23号ないし議案第25号並びに議案第27号ないし議案第29号の説明は保健福祉部長、議案第30号及び議案第31号並びに議案第34号ないし議案第40号の説明は都市建設部長に求めさせていただきます。

それでは、議案番号順に順次説明を求めます。

○総務企画部長（横田 茂君）

資料に基づきまして概要をご説明したいと思います。

まず、報告第１号 専決処分事項の報告でございます。

こちらは公用車による事故の後処理ということで、市の過失割合100%、賠償額約23万円ということで、和解がまとまりましたので、報告をするものでございます。

続きまして、承認第１号 専決処分事項の承認について、補正予算でございます。

こちらはさきに行われました衆議院議員の総選挙の執行経費の計上でございます、3238万6000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第６号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてということでございます。

内容につきましては、まずビラの単価を上げということ、もう一つはポスターの基準単価、計算方式を変更するというものでございます。ポスターの上限については大きく変わらないように、端数の倍数のほうで少し調整をさせていただいております。よろしくお願いをしたいと思います。

なお、これにつきましては、既存の条例につきましては、この制定と同時に廃止をするというものでございます。

続きまして、議案第７号、新規制定でございます、犯罪被害者等支援条例の制定についてということでございます。

県の犯罪被害者等支援条例の制定を背景に、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、支援の基本理念はじめ見舞金等の所要の措置を規定するというものでございまして、茨城県警察本部からの要請に基づき、県内、順次制定の準備に入っていると聞いております。本市もそれに倣いまして、４月１日の施行を目指すものでございます。

続きまして、議案第８号 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定です。新規制定です。

来年度から行えるように準備を進めておりますことも誰でも通園制度におきまして、給付を受ける事業所の確認のための基準を定めるということでございまして、これがないと、制度の運営上、支障があるということで、制定を進めているものでございます。

続きまして、議案第９号 行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、不利益処分をした際に、掲示板に掲示をしたり、告示をしたりするわけでありましてけれど

も、それ以外に事務所のパソコン等への表示によりましても不利益処分が可能になるよう、条例上も変更するというところでございます。法令の変更に合わせたというところでございます。

次にいきまして、議案第10号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正というところでございます。

こちらは、地方公務員法が改正されたときの条ずれを解消するためのものでございます。それに合わせたものでございます。

続きまして、議案第11号 旅費条例でございます。

こちらは今回、全部改正という措置を取らせていただきます。令和6年に国家公務員の旅費に関する法律が改正になりました。考え方が大きく変わりましたので、従来の旅費条例を廃止して、それに合わせた条例のほうに見直すものでございます。

鉄道については実費負担の差異がなくなったり、あるいは宿泊費についても都道府県別に実費の上限が定められたり、包括宿泊費というパック旅行向けの移動と宿泊が一体となったものが旅費に可能になったりと、そのほか日当を廃止して宿泊手当が設けられる、こういった改正がメインでございます。

続きまして、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というところでございます。

こちらは、嘱託医及び校医等の報酬の見直しということで、5万5000円から15万円への改正というところでございます。報酬審議会の答申を踏まえたものでございます。

続きまして、議案第13号 乳児等通園支援事業の運営に関する基準の一部改正というところでございます。こちらは、法律の文言の改正に準じて制定するというものでございます。

続きまして、議案第14号 医療福祉費支給に関する条例の一部改正というものでございます。

県の医療福祉対策要綱の改正に合わせて、所得判定における特定親族扶養控除に相当する額の控除分、あるいは遺族基礎年金の政令の条項が廃止されたことによる条例の見直しというものでございます。

続きまして、議案第15号 国民健康保険税条例の一部改正というもので、こちらにつきまして、子ども・子育て支援法の第71条の3というところにより義務化された納付金の分を新設するための条例改正でございます。

続きまして、議案第16号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、こちら上稲吉地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続するというところで、施設廃止のための所要の改正というものでございます。

続きまして、議案第17号 農業集落排水処理施設の管理に関する一部改正、こちらもただいまの議案第16号と同じ上稲吉地区の排水処理施設の廃止に関する要綱のものでございます。

続きまして、議案第18号 水道事業給水条例の一部改正というところでございます。

こちらの工事については、市町村長が指定する指定工事が行われているわけですが、例外的に他の市町村長等が指定した工事事業者ができるようにする規定だということでございます。能登の地震等で指定工事店自体が被災を受けているというような状況も踏まえて、規定を設けるというものでございます。

続きまして、議案第19号 下水道条例の一部改正です。こちら排水設備の新設等の工事は市長が指定した指定工事店でございますが、災害その他非常の場合には例外措置を設けるというものでございます。

続きまして、議案第20号 消防本部及び消防署の設置条例の一部改正というところで、本部の位置、西

消防署の位置、東消防署の位置を改正するというものでございます。

なお、これにつきましては、施行につきましては規則に委任をするという形で処理をしたいということでございます。

続きまして、議案第21号 火災予防条例の一部改正です。

こちらは、最近、キャンプブームなどで屋外の簡易テントのようなものが見られるということで、それにつきまして新たに基準を見直すというもの。さらには住宅における火災予防のための感震ブレーカーの普及の推進を明記するというものでございます。

続きまして、議案第32号に移らせていただきます。

議案第32号は、過疎地域持続的発展計画の変更についてというものでございます。

こちら今、この計画につきまして期限が満了するという事になっております。新たな計画期間として、令和8年4月1日からの5年間を新たに設置するものでございます。この計画につきましては、この計画がありませんと、過疎対象事業債というものが起こせないということございまして、必ず必要なものでございます。中の文言につきましては、これまでの関係する必要な文言の改正を踏まえまして、新たに目標人口を定めるというものでございまして、それは3万8422人、これはまち・ひと・しごとの戦略に合わせているということでございます。

続きまして、議案第33号 給食調理・輸送備品の取得についてというものでございます。

これにつきましては、下稲吉中学校の給食室の増改築の工事に当たりまして、市内の別の学校から給食を輸送するために必要な備品を購入することでございます。入札が終わっておりまして、契約に当たりまして、議会の議決をお願いするというものでございます。

まずは予算以外ということよろしいでしょうか、予算のほうも言ったほうがよろしいですか。

○櫻井繁行委員長

まずは議案第33号まででいいのかな……このままでもいいですか。じゃ続けちゃって、総務企画部長の所管のところは全てご説明をいただいてよろしいですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

分かりました。

続きまして、議案第22号、今議会における補正予算でございます。

金額は1億6741万3000円を追加するものでございます。今回の議会におきましては、大方が事業確定による減額調整でございますが、一部に追加、あるいは第2表におきまして繰越明許費の設定、第3表におきましては起債の額の補正をさせていただいております。

まず、大きなところを申し上げさせていただきますと、4番目、人事管理に関する経費としては、土浦市職員との対等交流の負担金の計上でございます。1300万円の計上でございます。

続きまして、9番目、基金の積立でございます。財政調整基金が5億2365万8000円の積立で、減債基金が3900万円超、地域づくりが3億円の積立となっております。

続きまして、21番目、戸籍の経費でございます。こちらはシステムの改修費184万8000円でございます。

続きまして、34番目、民間保育所に要する経費として、民間保育所の入所委託7255万1000円、次の35番目と36番にも関係しますけれども、公定の価格が上がっております。それに基づいた見直しによるものでございます。

続きまして、41番目は法定予防接種883万3000円でございます。こちら国庫返還金でございます。

45番目でございますが、妊婦のための支援給付金ということで、妊婦支援給付金100万円でございます。

続きまして、議案第26号は一般会計補正予算でございますので、数字だけ申し上げさせていただきます。

議案第26号 一般会計の当初予算でございます。206億4000万円、12.6%の増。過去最高の予算になっております。

主な大きなところを申し上げますと、常備消防で9億3109万9000円、中学校の施設整備、下稲吉中学校の給食室、所要備品等々で2億円弱、霞ヶ浦コミュニティセンター等が4億円弱というような工事の部分を加味したものとなっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

続いて説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

画面上で議案概要書38ページでございます。

議案第23号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということで、補正する額については4361万3000円でございます。

歳出の主な内容でございますけれども、補正する主な歳出の概要でございますが、39ページの内容でございます。事業費の補正の説明ということで、アの件費については総務費、総務費の事業については職員人件費の調整です。人事配置に伴うものの調整の減額補正。

イの保険給付費につきましては、一般療養給付費、高額療養給付費に不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

ウ、諸支出につきましては、その他償還金ということで、国等の返還金がございますので、その分の返還金を計上させていただいているという内容でございます。

続いて、議案第24号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ということで、こちらにつきましては、総額に6925万3000円を追加するものでございます。

事業費別の補正の説明につきましては、下段のところでございます。後期高齢者医療広域連合への納付金について4600万円、その他、イ、諸支出の事業につきましては前年度繰越金等の金額について、一般会計への繰り出しをするもの、あと、保険給付費で還付金がございますので、その分を計上させていただいている状況でございます。

続いて、議案第25号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、総額に2038万1000円を追加するものでございます。

歳出の事業別の主な内容につきましては、ア、総務費の事業費ということで、人件費の調整によりまして、定員の調整によりまして、マイナスの予算を計上させていただいたものです。

あと、地域支援事業の事業費につきましては、事業費が不足することからその額を増額するものでございます。

ウにつきましては、諸支出ということで、一般会計に繰り出しを返還する内容となっております。

続いて、予算書でございます。来年度予算でございます。

議案第27号でございます。ページは138ページでございます。

議案第27号 令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算で、歳入の総額につきましては38億3380万円を計上するものでございます。

被保険者の全体数といたしましては、被保険者数で国民健康保険のほうで7,367人の保険料等の計上

をして予算を立てております。

続きまして、予算書の156ページをお願いいたします。

議案第28号 令和8年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ12億7780万円を定めるものでございます。

被保険者数としては7,678人としてございます。

先ほどの国民健康保険特別会計と後期高齢者特別会計というのは、75歳以上の方が後期高齢者になってくるということで、予算としては国民健康保険が減って、後期高齢者の被保険者のほうが増えているような、全体としての流れとしてはそういう流れにございます。

続きまして、予算書の164ページでございます。

議案第29号 令和8年度かすみがうら市介護保険特別会計予算でございます。

歳入歳出予算にそれぞれ41億7820万円を計上するものでございます。

被保険者数といたしましては1万2658人の被保険者数としてございます。

こちらにつきましては、歳出の部分で、昨年度に比べて保険給付費のほうが金額的に多く増えているような状況にございます。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

続いて説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

議案第30号 令和8年度水道事業会計予算となります。

こちら予算書を御覧いただきたいと思えます。1ページ、2ページになります。

○櫻井繁行委員長

予算書の後ろのほうに。これは何かカラーで付箋をつけておりますけれども。

○都市建設部長（稲生政次君）

総額のみ説明させていただきます。

収益的収支につきましては、水道事業収益9億8736万5000円に対しまして、水道事業費11億3271万1000円を計上しております。

資本的収支につきましては、資本的収入1億7030万円に対しまして資本的支出5億82万3000円を計上しております。主な事業としましては、管路耐震化更新計画策定業務委託費や耐水管の布設工事3か所、戸崎、下稲吉、上稲吉を計上しております。

続きまして、議案第31号 令和8年度下水道事業会計予算でございます。

こちら予算書の1ページ、2ページをご覧ください。

収益的収支につきましては、下水道事業収益12億7516万3000円に対しまして、下水道事業費12億7516万3000円を計上しております。

資本的収支につきましては、資本的収入4億7507万3000円に対しまして、資本的支出7億9196万2000円を計上しております。主な事業としましては、農業集落排水3施設を公共下水道へ統合する基本計画、稲吉4丁目地内の調整池整備実施設計、管路点検調査業務委託を計上しております。

続きまして、議案概要書の議案第34号及び議案第35号については関連がありますので、認定理由につきまして比較してご説明申し上げます。

議案第34号、議案第35号の認定につきましては、開発行為により市に帰属されました道路につきまし

て、議会の議決をお願いするものです。

議案34号 市道路線の認定については、市道8-2942号線、道路延長は132.43メートルでございます。

続きまして、議案第35号の認定につきましては、市道8-2943号線、道路延長は20.36メートルでございます。

続きまして、議案第36号から議案第39号については関連がございます。変更及び廃止理由につきましては一括してのご説明となります。

こちらにつきましては、遊休農地対策としまして、茨城県都市農林水産課の補助事業を活用しました梨園ほ場の整備事業を行っている農業法人が計画しましたほ場内にあります道路となっております、市道路線の変更及び廃止するために議会の議決をお願いするものでございます。

議案第36号につきましては、市道8-2414号線、変更後の道路延長は270メートルでございます。

続きまして、議案第37号につきましては、市道8-2415号線、道路延長は23メートルでございます。

続きまして、議案第38号、市道路線の廃止についてご説明いたします。

廃止する路線につきましては、市道8-2416号線、延長85メートルでございます。

続きまして、議案第39号につきましては、市道8-2417号線、道路延長は97メートルでございます。

議案第40号につきましてご説明いたします。

こちらにつきましては、横堀地内で計画があります太陽光発電建設事業者の地内にあります市道路線の廃止をするために議会の議決をお願いするもので、廃止する路線としましては、市道8-1521号線、道路延長は31メートルでございます。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか、基本的には議案審査のほうでしっかりとмонでいただきたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時54分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時55分]

○櫻井繁行委員長

次に、請願等の取扱いについてを議題といたします。

令和7年第4回定例会以降、本日までに陳情書1件を受け付けております。

陳情書をお目通し願います。

ここで暫時休憩します。 [午後 1時56分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時57分]

お諮りいたします。

議長が受理をいたしました「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」につきましては、先例のとおりその写しを議場に配付することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

ここで議長から発言の申出がございます。

お願いをいたします。

○議長（来栖丈治君）

令和7年1月に開催しました全国市議会議長会の標準会議規則等の改正等に関する検討会議での報告内容を踏まえまして、市議会傍聴規則の一部を改正する必要があります。

つきましては、本職において改正案を作成いたしましたので、貴委員会のご意見等を賜りたく申入れさせていただきました。

なお、改正案につきましては、ご審査の後、貴委員会から発議の形で提出議案として、本定例会最終日に提案をお願いするものであります。

詳細につきましては、議会事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○櫻井繁行委員長

以上で申出による発言が終わりました。

それでは、かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてご説明させていただきます。

本案につきましては、令和5年の地方自治法改正に対応するものでございまして、令和7年1月29日に開催しました全国市議会議長会の標準会議規則等の改正等に関する検討会議での検討事項等を踏まえた見直しに基づくものでございます。

具体的には、本市議会傍聴規則におきまして、第9条、傍聴席に入ることができない者としまして、改正前の第2号と第4号の配列を入替え、第2号に、ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者とし、第4号に、その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者としております。

また第10条の傍聴人の守るべき事項につきましては、議場内で携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすることと、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないことなどに改めるもので、第11条では、「写真、映画等の撮影及び録音等の禁止」を、「写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止」に改めるものでございまして、これらの内容とした改正につきまして、例規を改正するものでございます。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

こちらは全国市議会議長会の検討会議を受けてということの条例改正になるものと思いますが、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

改正前に入っていた笛、ラッパ、太鼓とか、あと下のほうですかコート・マフラー等が削除されましたが、これはどこかほかに入るんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

そのことも入れ替えて、第4号にあったものを第2号に持って行って、第2号にあったものを第4号に持って行って、櫻井健一委員が言ったのは10条のほうですか。

○櫻井健一委員

対照表を見ていて、変わったところに、文言が変わったのかとかというところの確認ができなかったもので、どこにどういうふうに入ったのかというところを知りたかったというところなんですけれども。5ページ、6ページの対照表の中にはそこは含まれていないですよ。

○櫻井繁行委員長

櫻井健一委員がおっしゃっているのは第10条の（4）のところですね。それが改正のどこに行くんですかということなのかな。

○櫻井健一委員

5ページの（4）と6ページの（4）が、それぞれ（4）なので分かりづらいんですけれども……5ページの（5）です。笛、ラッパ、太鼓、音が鳴るものの電子機器といったところがそのほかに、改正後に書いていないんですけれども。

○櫻井繁行委員長

それでは、まとめて、局長、いけますか。改正前と改正後で、第9条の（5）がどこへ行っているのというのと、10条の（4）がどこへ行っているのということです。そういうことでまとめていただいて答弁をお願いできればと思います。改めて、議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤 明君）

改正内容についてもう一度お話しします。

第9条ですけれども、第2号から第4号までを、右側の改正前の第2号から第4号を改正後の第2号から第4号に直すということです。

第9条の第1項の第5号と第6号、ラッパと、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者、こちらについては削除、ということになります。第2号、第3号、第4号を右側の第2号、第3号、第4号にするということです。

6ページも、こちらの第1号から第8号まであったものを第1号から第5号までにするというので、ここにあるものは削除しますということになります。

○櫻井健一委員

この削除されたところの取扱いなんですけれども、あからさまに太鼓を持って入ってこようとした人なんかがいる場合には、それは認めるということになるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 2時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

答弁を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

笛とかラッパとか太鼓の妨害の事例というのは近年見聞きすることがもうなくなってきたということで、傍聴席での音の出るものを使用することについては、傍聴人の守るべき事項というところがありますので、そこで対応可能ということで、全国市議会のほうではその部分は削除しようということになっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

本件につきましては、議長からの申出並びにただいまの事務局のとおり進めるということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

異議がないようですので、ここでお諮りをいたします。

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、先例により議会運営委員会委員長である私が提出者となり、委員会提出議案として定例会最終日に提案をし、採決することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のタブレットデータを端末にお送りいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 2時11分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時12分]

答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

ご意見等もないようですので、ここでお諮りをいたします。

本案のとおり議長に答申をし、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか皆様方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせをいたします。

第1回定例会の議事日程等を審議するため、2月26日木曜日午前9時から本委員会の開催を予定いたします。詳細は各委員に追ってご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

お疲れさまでした。

散 会 午後2時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻井繁行